

## 「建築パトロール」の強化について

### 1. 建築パトロール強化の目的

平成11年の法改正以降、指定確認検査機関（民間機関）への建築確認が開放され、行政機関以外の窓口が多数できました。このような状況の中、建築確認を受けずに住宅の新築を行うという、市民の皆様を不安にさせる悪質な事案が発生しました。

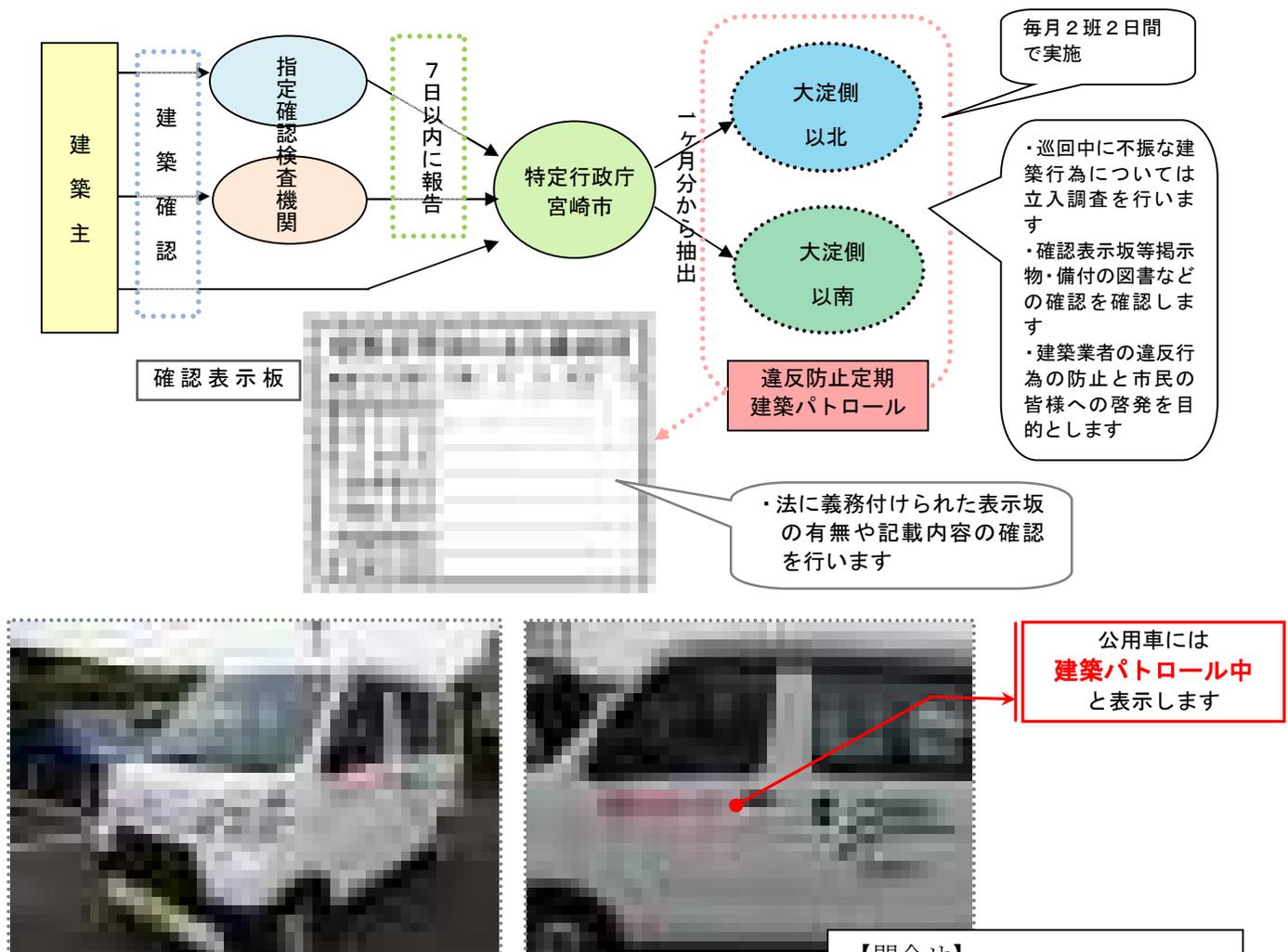
この事案を受け、再発防止策の一つとして違反行為の防止及び、早期発見のための「建築パトロール」の強化を図り、市民の皆様への安心へつなげることを目的とします。

### 2. パトロールの方法

○市及び指定確認検査機関に申請された建築確認の中から、無作為に抽出し、建築基準法で定められた確認の表示の有無や記載事項の確認を行う等のパトロールを行い、その経路上の建築工事なども点検していきます。

○パトロール中に不審な建築工事を発見したら直ちに調査や聞き取りを行うとともに、関係部署や機関に情報提供を行い、連携して対処します。

○5月中に開始し、1ヶ月に2日（大淀川以北・以南1日ずつ）行います。



【問合せ】

宮崎市都市整備部 建築行政課  
電話：21-1813